

別添4 水質管理目標設定項目およびその他の項目の年間検査回数

水質管理目標設定項目

項目名	年間の検査回数				備考	脚注番号
	処理工程検査		浄水検査			
	原水	浄水池	給水栓			
1 アンチモン及びその化合物	2	2	4	4		
2 ウラン及びその化合物	2	2	4	4		
3 ニッケル及びその化合物	2	2	4	4		
4 (削除)					現在、欠番となっています。	
5 1,2-ジクロロエタン	1	1	1	1		
6 (削除)					現在、欠番となっています。	
7 (削除)					現在、欠番となっています。	
8 トルエン	1	1	1	1		
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	2	2	0	0	下記以外	①
	—	—	2	0	広域企業団系	
	—	—	—	2	南部企業団系	
10 亜塩素酸	0	0	0	0		②
11 (削除)					現在、欠番となっています。	
12 二酸化塩素	0	0	0	0		②
13 ジクロロアセトニトリル	0	0	4	4		
14 抱水クロラール	0	0	4	4		
15 農業類	5				表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	① ③
	1	5	0	0		
	5	5	0	0	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	1	1	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
	—	—	5	0	広域企業団系	
—	—	—	5	南部企業団系		
16 残留塩素	0	1 2	1 2	1 2		
17 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	水質基準項目と同じ項目(基39)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
18 マンガン及びその化合物	水質基準項目と同じ項目(基37)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
19 遊離炭酸	2	2	2	2		
20 1,1,1-トリクロロエタン	1	1	1	1		
21 メチル-tert-ブチルエーテル	1	1	1	1		
22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	0	0	0	0		④
23 臭気強度(TON)	1 2				原水の上段は表流水、下段は地下水です。	
	2	2	2	2		
24 蒸発残留物	水質基準項目と同じ項目(基40)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
25 濁度	水質基準項目と同じ項目(基51)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
26 pH値	水質基準項目と同じ項目(基47)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
27 腐食性(ランゲリア指数)	2	2	2	2		
28 従属栄養細菌	0				原水の上段は表流水、下段は地下水です。	
	2	2	4	4		
29 1,1-ジクロロエチレン	1	1	1	1		
30 アルミニウム及びその化合物	水質基準項目と同じ項目(基33)です。水質基準項目として定める検査回数(別添3)で行います。					
31 (削除)					現在、欠番となっています。	

その他の項目

項目名	年間の検査回数				備考	脚注番号
	処理工程検査		浄水検査			
	原水	浄水池	給水栓			
クリプトスポリジウム等	1	1	0	0	下記以外	⑤ ⑥ ⑦ ⑧
	1	0	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場	
	4	—	—	—	紫外線照射設備のないレベル3相当の地下水	
	—	—	1	0	広域企業団系	
指標菌(大腸菌及び嫌気性芽胞菌)	—	—	—	1	南部企業団系	
	1 2	0	0	0		
放射能(β線)	1				表流水と地下水の両方を原水に持つ浄水場系 (原水の上段は表流水、下段は地下水)	① ⑨
	1/3年	1	0	0		
	1	1	0	0	表流水だけを原水に持つ浄水場系	
	0	0	0	0	地下水だけを原水に持つ浄水場系	
	—	—	1	0	広域企業団系	
—	—	—	1	南部企業団系		

※ 広域企業団と南部企業団の原水及び浄水池の検査は、各企業団が検査を行っているため、岡山市水道局では検査を行いません。

① 処理工程検査による浄水池の検査を行っていないため、広域企業団系、南部企業団系については、浄水検査で対応を行います。

② 浄水処理に二酸化塩素を使用していないため、検査を行いません。

③ 農業散布時期(5月~9月)に行います。

④ 水質基準項目である「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」との相関を把握しているため、検査を行いません。

⑤ 地下水だけを原水に持つ浄水場は、浄水処理が塩素消毒のみであるため、原水のみ検査を行います。

⑥ 紫外線照射設備のないレベル3の伏流水については、原水で年4回検査を行います。

⑦ 処理工程検査を行っていないため、広域企業団系、南部企業団系については、浄水検査で対応を行います。

⑧ 原水を対象とした項目であるため、浄水池と給水栓では検査を行いません。

⑨ 原水(地下水)、地下水だけを原水に持つ浄水場の浄水池については、3年に1回行います。令和8年度の検査は行わず、次回は令和10年度に行う予定です。